

九山調機発第 20045 号

令和 3 年 3 月 8 日

各県薬剤師会会長 殿

病院・薬局実務実習九州・山口地区調整機構

委員長 入倉 充

薬学生に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（お願い）

平素より薬学生の実務実習にご協力いただき感謝申し上げます。

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について示されていた「医療従事者等の範囲」が改正され（令和 3 年 2 月 16 日付け健健発 0216 第 1 号厚生労働省健康局健康課通知）、医療機関において実習を行う薬学生もその対象となることが示されました。ただし、その判断は実習先となる医療機関に委ねられております。

つきましては、薬局において実務実習中の薬学生が、ワクチン接種の対象となった際には、薬学生が所属する大学と協議の上、ワクチン接種日の休みおよび当該日の補講等の対応について受入薬局へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上